

広島県告示第五百五十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定によって、漁業の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成二十八年九月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 免許予定日

平成二十八年十二月二十日

二 存続期間

免許の日から平成三十年八月三十一日まで

三 申請期間

平成二十八年九月二十日から平成二十八年十一月十九日まで

四 公示番号

区第四百二十六号

五 免許の内容たるべき事項

1 漁業種類、名称及び時期

漁業種類	名 称	時 期
第一種区画漁業	かき杭打垂下式養殖業	一月一日から二月三日まで

2 漁場の位置及び区域

(一) 位置

福山市田尻町地先

(二) 区域

次の二ア、三ウ、アイ、イウを結んだ四直線及び二三を最大高潮時海岸線で結んだ線によって囲まれた区域。ただし、距岸五十メートルの区域を除く。

基点一 福山市田尻町田尻漁港東側防波堤付け根から護岸沿い東へ八十メートルの所

基点二 福山市田尻町竹ヶ端南側突端

基点三 福山市水呑町と田尻町の海岸線における境界

ア 一から岡山県笠岡市大飛島の高を見通す線上三百メートルの所

イ 一から岡山県笠岡市大飛島の高を見通す線上五百五十メートルの所

ウ 三から福山市走島町袴島の高を見通す線上二百五十メートルの所

六 地元地区

福山市田尻町